商　　法　　（50 点）

Ｐ株式会社（以下「Ｐ社」という）は学習塾を運営する公開会社であり監査役設置会社であるが、会計監査人設置会社ではない。

Ｐ社は、令和元年夏ごろから、生徒の減少により財務状態が急激に悪化していた。Ｐ社の財務担当取締役Ａは、令和元年度の決算において、架空の授業料収入を計上して粉飾した貸借対照表・損益計算書等の計算書類（以下「本件計算書類」という）を作成した。本件計算書類によれば、分配可能額は１億円であったが、適法に計算書類が作成されていれば０円であった。

令和２年５月に開催された取締役会において、取締役全員の賛成により、監査役監査を受けた本件計算書類が承認され、本件計算書類を定時株主総会に提出すること、及び同総会に総額 1000 万円の剰余金配当を行う議案を提出することが決定された。Ｐ社の代表取締役社長Ｂは粉飾に気付いたが、審議においてそのことに言及しなかった。

同年６月下旬に開催されたＰ社の定時株主総会において、Ｂの提案通り、本件計算書類は承認され、剰余金配当議案も可決された。同月末日に剰余金の配当の効力が生じた（以下「本件剰余金配当」という）。

同年７月、Ｂは、オンライン授業支援業務を行うＱ株式会社（以下「Ｑ社」という）との間で、Ｐ社を代表して、１年間サポートを受ける契約を締結した（以下「本件契約」という）。契約交渉の際、Ｑ社の担当者は、民間の信用調査会社が出版する情報誌に掲載された本件計算書類を検討材料に用いていた。一方、Ｂは、現在の授業料収入の水準では、同年秋ごろには本件契約にかかる手数料の支払が滞るおそれが高いことを知りつつ、オンライン授業により生徒が増加することに一縷の望みをかけて、本件契約を締結した。Ｂは、Ｑ社担当者が本件計算書類を読んでいたことは知らなかった。

同年 11 月以降、Ｐ社によるＱ社への手数料の支払は滞り、令和３年３

月、300 万円の未払手数料を残して、本件契約は有効に解除された。その後、Ｐ社は倒産状態にある。

（１）本件剰余金配当につき、ＢがＰ社に対して負う会社法上の責任について検討しなさい。
（２）本件契約の未払手数料につき、Ａ及びＢがＱ社に対して負う会社法上の責任について検討しなさい。